

平成24年第1回与論町議会臨時会

会 議 録

平成24年3月27日

与 論 町 議 会

平成24年第1回与論町議会臨時会会議録

平成24年3月27日（火曜日）午前9時00分開会

1 議事日程（第1号）

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第30号 工事請負契約の変更について（与論町防災センター新築工事）

2 出席議員（10人）

1番 川村武俊君	2番 林隆寿君
3番 供利泰伸君	4番 福地元一郎君
6番 本畑敏雄君	7番 坂元克英君
8番 喜村政吉君	9番 野口靖夫君
10番 麓才良君	11番 大田英勝君
12番 町田末吉君	

3 欠席議員（0人） 欠員（1人）

4 地方自治法第121条による出席者（3人）

町長 南政吾君 副町長 川上政雄君
総務企画課長補佐 山下一也君

5 議会事務局職員出席者（2人）

事務局長 川畑義谷君 係長 朝岡芳正君

開会 午前9時00分

- ○ -----
- 議長（町田末吉君） ただいまから、平成24年第1回与論町議会臨時会を開会します。
これから、本日の会議を開きます。

----- ○ -----

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（町田末吉君） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。
会議録署名議員は、3番供利泰伸君、7番坂元克英君を指名します。

----- ○ -----

日程第2 会期の決定

- 議長（町田末吉君） 日程第2、「会期決定の件」を議題とします。
お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思えます。
御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日1日に決定しました。

----- ○ -----

日程第3 議案第30号 工事請負契約の変更について(与論町防災センター新築工事)

- 議長（町田末吉君） 日程第3、議案第30号、工事請負契約の変更について（与論町防災センター新築工事）を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

- 町長（南 政吾君） 議案第30号、工事請負契約の変更について（与論町防災センター新築工事）の提案理由を申し上げます。建設予定地は埋立地なので、地盤強化のために当初設計は地盤改良による工事でありました。予定地の地盤状況が予想外の地層で、地盤改良（コラム工法）による地盤改良工事は、20cm以上の混石では作業ができない状況であったので、転石混じりの土砂を場外へ搬出し、新たに転石が混じっていない土砂を搬入後に、コラム工法が必要となり、予想外の作業と時間を要しました。さらには、事業着工から天候に恵まれず、雨天により重機の使用が限定され、作業効率が遅れたことから、当初予定していた工期の終了日を平成24年3月31日から平成24年7月10日に変更するものであります。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

- 議長（町田末吉君） 提案理由の説明は終わりました。
これから、質疑を行います。

- 議長（町田末吉君） 9番。

- 9番（野口靖夫君） この工事を請け負った業者は、素晴らしい業者だと思っておりますので、それに対して文句を言うわけではございません。あらかじめ申し上げておきます。なぜこのような質問をするかといいますと、将来、「過去にあのような事例があったから、私が入札した工事も延長していいのではないか。」という業者が出てくる可能性があると思うからです。こういっては何ですが、業者の中にも力の強い業者と弱

い業者があります。力の強い業者は、例えば工事をたくさん落札して抱え込む。抱え込んだ場合には、工期まで間に合わないという事例も出てくると思います。2点目に、あり得ないことだとは思いますが、力の弱い業者が、次の工事はあなたの番だと言われて請ける可能性もある。自分の番だから仕方がない。工期も間に合いそうにないけれどもやる。取って仕事をしなければ自分の仕事として成り立たないということで、入札して請けて、できなかったということもあり得ると思います。将来、そういったことが起きてきた場合には、入札の在り方そのものの公平性が保てなくなると思います。それに対しては、延長の理由というものを定めておくか、あるいはそれなりに町民に対して説得できるだけの理由がないといけないと思います。町長の提案理由の説明の中にもありましたが、理由はわかります。だからそういったことが起きないようにするために町民の代表である議会においては、確認をしておく必要があると思うから質問をしているわけです。もう1点は、議会というものは、町長が理由を説明したからそれでいいやと議決するわけにはいかないと思います。というのはどういうことかと申しますと、議会として、町長が言われたことと現場が一致するのかどうかを確認しなければならぬ責任や義務があるのです。決して業者や町長が悪いとかではなくて、それなりの実績を持っている業者ですから、それなりの理由があると思います。そういった観点から質問をしているわけですので、御理解いただきたいのと、議長にお願いをしたいのですが、一たん現場視察をした後に採決にもって行くような方法をとったほうが良いのではないかと思います。どうですか。

○議長（町田末吉君） お諮りします。暫時休憩をして現場を視察したいということですが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

ではここで現場視察をしたいと思いますので、暫時休憩をします。

----- ○ -----

休憩 午前 9時07分

再開 午前10時20分

----- ○ -----

○議長（町田末吉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。質疑はありませんか。町長。

○町長（南 政吾君） 私どもの至らない点がございまして御迷惑をおかけしたわけですが、現地を御覧いただきましてありがとうございます。先ほど野口議員の御指摘のとおり、いろいろな面で今後のことも考えてやるべきだったのですが、手落ちがあったことをお詫びしたいと思います。言い訳になるかもしれませんが、23年度の事業として、本庁舎の前に建設を予定していたわけですが、昨年の3月11日の震災で、位置も検討すべきだという問題が出まして、結局場所を変更して23年度の事業ということで継続したわけです。工事の規模からいきますと、契約した期間以上の日数が常識的には必要であったものを、無理にやってしまったことは、非常に私どもが至らなかった点であり、このような問題になったわけであります。野口議員が指摘したことを肝に銘じて、今後一切このようなことがないようきちんと工期を算出して契約を結んでいきたいと考えております。今回の場合は、誠に申し訳ない次第でありますが、

今後このようなことは二度とないことを約束させていただいて、御承認くださるよう御配慮をお願いします。

○議長（町田末吉君） 質疑はございませんか。4番。

○4番（福地元一郎君） 要望をしておきます。現場で説明を受けたときに、埋立地の場合は必ずボウリング調査を行うようになっているはずですが、現場のボウリング調査は行っていないとの説明を受けましたので、今後は必ず埋立地に設計・施工する場合にはボウリング調査を行うと約束してください。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 今後このようなことが一切ないようにいたします。

○議長（町田末吉君） これで、質疑を終わります。

○議長（町田末吉君） お諮りします。議案第30号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思えます。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号については、委員会付託を省略することに決定しました。これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、議案第30号、工事請負契約の変更について（与論町防災センター新築工事）を採決します。

お諮りします。本件は、可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号、工事請負契約の変更について（与論町防災センター新築工事）は可決されました。

----- ○ -----

○議長（町田末吉君） これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

平成24年第1回与論町議会臨時会を閉会します。

----- ○ -----

閉会 午前10時23分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

与論町議会議長 町田末吉

与論町議会議員 供利泰伸

与論町議会議員 坂元克英